

新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン） 宣言事業所ステッカー（観光事業者用）の交付について

平素は、当協会の運営に格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、京都市観光協会の呼びかけによる京都府市下23の観光関連団体にて作成した「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）」に基づく取り組みを推進する事業所に対して、「宣言事業所ステッカー（観光事業者用）」を以下のとおり交付することとなりました。ステッカーの交付を希望される事業者様は、ガイドラインに基づき適切な感染予防対策に取り組むことを宣言するとともに、必要事項を記載して、ステッカーの交付申し込みを行ってください。

1 ステッカーの配布について

(1) ホームページからの申込み

ステッカーの交付を希望する事業者は、ガイドライン及び利用規約を確認のうえ、ホームページ (<https://www.kyoto-form.jp>) から必要事項を記入し、ステッカーの申請をすることができます。申請受領後、京都市観光協会から、申請者に対し、希望枚数のステッカーを直接送付します。



また、8月6日（木）以降には、ステッカーの画像をプリントアウトすることができます。

(2) FAXによる申し込み

京都市観光協会又は京都府観光連盟あてに、申込書をFAXしていただくことにより、ステッカーを郵送します。京都市内の事業所は京都市観光協会あて、それ以外の市町村の事業所は京都府観光連盟あてに申し込んでください。

京都市観光協会 FAX 075-213-1011

京都府観光連盟 FAX 075-411-9993

2 ステッカーのデザイン

施設の入り口付近などに貼っていただけます



1辺約11.5cm

3 遵守いただくガイドライン

「より一層『安心・安全』な京都観光を実現するための新型コロナウイルス感染症対策宣言（ガイドライン）」をご確認ください

(<https://www.kyokanko.or.jp/wp/wp-content/uploads/kansensyo-taisaku-guidelines.pdf>)



4 問い合わせ先

公益社団法人京都市観光協会（総務課）

〒604-8005 京都市中京区河原町通三条上ル恵比須町 427 京都朝日会館 3 階

Tel : 075-213-1212 Fax : 075-213-1011